

＼申請をお忘れなく！／ 国民年金保険料 学生納付特例の申請受付は4月1日から

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金保険料を納めることになっていますが、在学中の学生には「学生納付特例制度」が設けられています。



■学生納付特例制度とは

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。所定の手続きをすることで納付時期を延ばすことができます。

▶利用するメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入される
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取れる

■対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の基準以下の方が対象です。

128万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除額等

■申請に必要なもの

- ☑ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
 - ☑ 学生証の写し（有効期限の表示に注意）か、在学証明書の原本（令和4年度分は令和4年4月1日以降発行のもの）
 - ☑ 身分証明書（免許証など）
- ※退職（失業）した方が申請するときは、失業したことを証明する公的機関の証明書（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等）も用意してください。

問い合わせ

日本年金機構 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111（内線1103）

■受付期間
4月1日（金）から

■受付窓口
日本年金機構水戸南年金事務所
市役所本庁医療保険課
小川総合支所総合窓口
玉里総合支所総合窓口

学生納付特例により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方へ

令和4年度も引き続き在学予定の方には、日本年金機構から基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が4月から順次送付されます。同一の学校に在学している方は、そのハガキに必要な事項を記入して返送することで、令和4年度の申請ができます。この場合、学生証の写しなどの添付は不要です。

■学生納付特例を申請しないとどうなる？

もし病気やけがで障害が残ったときに、学生納付特例を申請していなかったり、保険料が未納であると、障害基礎年金を受け取れなくなる可能性があります。申請が遅れた場合も、申請日以前の病気やけがについては年金を受け取れない可能性があります。

▶「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金
	受給資格期間に算入	年金額に反映	受給資格期間に算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例を利用すると、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。特例期間の保険料は、後から納める（追納）ことで、将来もらえる年金額に反映させることができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
ホームページ

